

乳幼児医療費の窓口負担が 無料になります

(対象者 住民税非課税世帯)
未就学児 10月1日~



経済的な理由から受診を控えることによる症状の悪化を防ぐため、
住民税非課税世帯の小学校入学前のお子さんを対象に、県内医療機関等
における窓口負担をなくす制度が始まります。

Q 対象となるお子さんは？

住民税非課税世帯の小学校入学前のお子さんです。

Q 無料になる医療費は？

保険が適用となる入院(食事の費用は除く)、通院、お薬、訪問看護、柔道整復施術療養費です。
※保険が適用されない費用(選定療養費(紹介状なしで大規模な病院(200床以上)を受診した場合に初診料とは
別にかかる費用)や、任意の予防接種費用など)は対象となりません。

Q 手續はどうすればいいの？

お住まいの市町村から受給者証の交付を受け、医療機関等の窓口で提示する必要があります。

Q 窓口無料にならないのはどんなとき？

医療機関等の窓口で受給者証の提示がない場合、県外の医療機関等を受診した場合は、
窓口無料の対象となりません。

その場合は、いったん窓口で自己負担額を支払い、領収証等をお住まいの市町村に提出
すると、払い戻しが受けられます。

※ 上記内容や受給者証の交付について、不明な点があればお住まいの市町村にお問い合わせください。

かしこい小児救急の受診の仕方

(小児の救急医療を守るため、深夜の不要・不急の受診をなるべくおひかえいただけよう。)
(以下のチェックシートをご活用ください！)

病院や診療所がお休みの夜間、日曜日、祝祭日などにお子さんの具合が悪くなったとき、病院に行くべきか待ってもいいか、おおよその目安を提供します。



発熱のとき

発熱（38°C以上）

- 発熱以外に重い症状がない
- 水分や食事がとれている
- 熱があっても夜は眠れる
- 機嫌がよい
- 遊ぼうとする

翌日かかりつけ医を受診



- 生後3か月未満
- 顔色が悪く、ぐったりしている
- 激しく泣き、あやしても泣き止まないでぐずっている
- 呼吸の様子がおかしい
- 耳やのどを激しく痛がる
- 水分を受け付けない、おしっこの回数があきらかに減っている
- 嘔吐や下痢を繰り返している

救急医療機関を受診

嘔吐（吐いた）とき

嘔吐

- 吐いたあと、ケロッとしている
- 水分がとれる
- 下痢や熱がなく、元気である

翌日かかりつけ医を受診



- 吐いた物に血液や胆汁（緑色）がまざる
- 何度も繰り返す
- 脱水症状が見られる
- 強い頭痛や腹痛を伴っている
- 強く頭を打った後である

救急医療機関を受診

本パンフレットでは、代表的な症状を紹介しています。その他の症状については、裏面で紹介している小児救急電話相談等をご活用ください。

けいれん（ひきつけ）をおこしたとき

まずはあわてないで！
平らなところに寝かせ、衣服を緩めてください
けいれんの継続時間を計測し、けいれんがおさまったら熱を測ります

けいれん（ひきつけ）

- 热に伴ってけいれんをおこしたことが過去にある
- 今回は5分以内で止まった
- 意識がいつもと同じ状態に戻っている

翌日かかりつけ医を受診



- 初めてのけいれん
- けいれん時の体温が38.0°C以下だった
- けいれんに左右差がある
- 半日に2回以上けいれんがおこった
- 生後6か月未満

救急医療機関を受診

- けいれんのあと、呼んでも返事をしない
- くちびるの色が紫色で、呼吸が弱い
- 5分以上けいれんが続く

ひとつでもあてはまるときは直ちに救急車を呼ぶ

頭を打ったとき

頭を打った

- すぐに泣き出し、泣き止んだ後は元気になった
- 意識がしっかりしている

翌日かかりつけ医を受診

- 意識がない
- ぐったりしている
- 目や鼻から出血がある
- けいれんをおこした

ひとつでもあてはまるときは直ちに救急車を呼ぶ

少し落ち着いてから、脱水にならないように少しづつ経口補水液などの水分を補給しましょう



- 吐く、または吐き気や気持ち悪さを訴える
- 頭を打った後、しばらくの間意識がなかった（もしろくは泣かなかった）
- 顔色が悪い
- ぽんやりして、ウトウトしている

救急医療機関を受診

頭を打ったときは、遅れて症状が出ることがあります。
当日の入浴は控え、安静にして少なくとも1～2日は注意深く観察しましょう。

小児の救急医療を守るために、深夜の不要・不急の受診をなるべくおひかえいただけるよう、次の相談窓口などをご活用ください！

● 小児救急電話相談 ← 「#8000」番 をダイヤル

県では、夜間におけるお子さんの急な病気について、看護師等が応急処置や医療機関の受診の必要性などの助言を行う「鹿児島県小児救急電話相談」を実施しています。

相談対象者 おむね 15 歳未満の子どもの保護者等

受付時間 平日・土曜日 19 時～翌朝8時
日曜・祝日・年末年始 8時～翌朝8時

相談窓口の 電話番号 「#8000」番（又は 099-254-1186）
携帯電話からも利用可能

※ ダイヤル式電話・光電話・IP 電話及び市外局番が「0986」の地域の固定電話からは、「099-254-1186」におかけください。

● 子どもの救急 (<http://kodomo-qq.jp>)

公益社団法人 日本小児科学会が作成しているホームページです。
夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうか、判断の目安を提供しています。

受けよう！予防接種！

予防接種は病気から体を守り、感染症の流行を防ぐために行います。

各予防接種によって対象年齢や接種方法などが決められていますので、母子健康手帳で接種歴を確認しながら、お子さんの体調が良いときに接種を受けましょう。

こんなときは手続が必要です

受給者証を市町村から受けとった後、以下のような状況におきましては、手続が必要となりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

- 引っ越しをするとき（他の市町村に引っ越しをするとき）
- 非課税世帯でなくなったとき（受給者証の有効期間内に非課税世帯でなくなったとき）

詳細はお住まいの市町村にお問い合わせください。

制度についての
お問い合わせ

県くらし保健福祉部子ども家庭課

〒890-8577 鹿児島市鶴池新町 10 番 1 号
TEL : 099 - 286 - 2763

